

返還不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出
について

返還不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

平成28年10月26日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか37名
自民党市議団、公明党市議団、
日本維新の会市議団、無所属(大西)、
無所属(豊田)、無所属(やまづ)

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、文部科学大臣、
内閣府特命担当大臣（少子化対策） 宛て

京都市会議長 名

返還不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返還金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となっており、平成28年度は、大学生らの約4割に当たる132万人が貸与を受ける見込みである。一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返還に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は、平成28年6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」に続いて、同年8月2日に閣議決定した「未来への投資を実現する経済対策」において、返還不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

よって国におかれては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励むことができるよう、返還不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など、具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し、無利子奨学金を受けることができるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進

め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。